

令和6年度

職業訓練指導員試験受験案内（資格試験）

この試験は、職業能力開発促進法に基づき、職業訓練指導員の資格を取得するための試験です。合格者には、申請により職業訓練指導員免許証が交付されます。

（なお、この試験は、茨城県職業訓練指導員の採用試験ではありません。）

特 典

- 免許取得者は、その職種について技能検定（1・2・3級及び単一等級）を受けるとき、学科試験の全部が免除になります。
- 免許取得後1年の実務経験で1級技能検定が受けられます。
- 労働安全衛生法に基づく資格を取得するとき、当該職種について試験（講習）の一部又は全部が免除されます。

1 実施職種

学科試験（指導方法のみ）を実施する職種

全 職 種

※ただし、本県では、実技試験及び関連学科が免除される者を対象とします。

（試験の免除については、「5 受験資格及び免除の範囲（P3～）」をご参照ください。）

2 試験の日時

| 区 分 | | 試 験 日 時 |
|------|---------|-------------------------|
| 学科試験 | 指 導 方 法 | 令和6年9月14日（土）11:20～12:20 |



茨 城 県

3 試験会場

| 試験区分 | | 試験会場 |
|------|-------------|-----------------------------|
| 学科試験 | 全職種（指導方法のみ） | 茨城県建設技術研修センター 水戸市青柳町4193 |

茨城県建設技術研修センター

① JR水戸駅より水郡線乗車約3分「常陸青柳駅」下車。徒歩約20分。
② JR水戸駅よりバス約8分「青柳町」下車。徒歩約5分。

4 試験の科目

| 職種 | 実技試験 | 学科試験 |
|-----|------|--|
| 全職種 | | 1 指導方法 (職業訓練原理 教科指導法 訓練生の心理 生活指導 職業訓練関係法規) |

5 受験資格及び免除の範囲

受験資格及び試験の免除については以下の表のとおりです。

ただし、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、その日から2年を経過しない者

< 1 > 受験資格及び免除の範囲

| 受 験 資 格 (主なもの) | | 免許職種 に関する 実務経験 年 数 ※別表 1 | 免 除 の 範 囲 | | | | |
|---|---|--------------------------------------|-----------|---------|------------|---------|------------|
| | | | 実技 | 学 科 | | 指 導 方 法 | |
| | | | | 関 連 学 科 | 系基礎 学 科 | | 専 攻 学 科 |
| 学 校 教 育 | ●大学卒業 | 1 年 | | ○ | ○ | | |
| | ●短期大学卒業 (専門職大学の前期課程修了) | 2 年 | | | | | |
| | ●高等専門学校卒業 (専門職大学の前期課程修了) | 2 年 | | ○ | ○ | | |
| | ●職業課程の高等学校卒業 | 3 年 | | | | | |
| | 普通課程の高等学校卒業 | 5 年 | | | | | |
| | 中学校卒業 (実務のみ経験者) | 8 年 | | | | | |
| 職 業 訓 練 | 長期養成課程の指導員養成訓練修了 | 1 年 | | | | | |
| | 指導員養成課程又は職業能力開発研究学域の指導員養成訓練修了者で、既に他の指導員免許を取得している者 | 1 年 | | | | | |
| | 短期養成課程の指導員養成訓練修了(実務経験者訓練技法習得コースに係る短期養成課程にあつては、右に掲げる試験合格と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者) | 指導方法 | 1 年 | | | | ○ |
| | | (免許職種の)関連学科 | 1 年 | | ○ | ○ | |
| | (免許職種の)実技試験 | 1 年 | ○ | | | | |
| | ●特定応用課程の高度職業訓練修了 | 0 年 | | ○ | ○ | | |
| | ●応用課程の高度職業訓練修了 | 0 年 | | ○ | ○ | | |
| | ●特定専門課程の高度職業訓練修了 | 1 年 | | ○ | ○ | | |
| | ●専門課程の高度職業訓練修了 | 1 年 | | ○ | ○ | | |
| | ●普通課程の普通職業訓練修了 | 2 年 | | | | | |
| ●短期課程の普通職業訓練 (700時間以上) 修了 | 3 年 | | | | | | |
| 厚 指 生 定 労 働 大 学 が 校 | ●専門課程 (3年) の専修学校卒業 | 2 年 | | | | | |
| | ●専門課程 (2年) の専修学校卒業 | 3 年 | | | | | |
| | ●高等課程若しくは一般課程 (3年) の専修学校又は各種学校 (3年) 卒業 | 3 年 | | | | | |
| | ●高等課程若しくは一般課程 (2年) の専修学校又は各種学校 (2年) 卒業 | 4 年 | | | | | |
| 免許職種に関し 職業訓練指導員試験において | 実技試験の合格者 | 0 年 | ○ | | | | |
| | 系基礎学科の合格者 | 0 年 | | ○ | | | |
| | 専攻学科の合格者 | 0 年 | | | ○ | | |
| 職業訓練指導員試験において | 指導方法の合格者 | 0 年 | | | | ○ | |
| 免許職種に関し職業能力開発促進法による技能検定 1 級又は単一等級の合格者 (電子回路接続、バルコニー施工を除く) ※別表 2 参照 | | 0 年 | ○ | ○ | ○ | | |
| 免許職種に関し職業能力開発促進法による技能検定 2 級の合格者 ※別表 2 参照 | | 0 年 | ○ | | | | |
| 免許職種と同訓練系の職業訓練指導員免許の交付を受けた者 | 上記 必要年数 | | | ○ | | ○ | |
| 免許職種と他訓練系の職業訓練指導員免許の交付を受けた者 | 上記 必要年数 | | | | | ○ | |

(注) ● 印は、免許職種に関する学科を履修していること。 ○ 印は、免除される範囲
※別表 1 「職業訓練指導員免許職種」 ※別表 2 「職業訓練指導員免許職種と技能検定職種との対応表」

< 2 > 他の法令による受験資格及び免除の範囲（介護サービス科の一部を除き、実務経験年数の必要はありません。）

| 免許職種 (関係する法令) | 受験資格 (下記免許等を有する者) | 試験免除資格 (下記免許等を有する者) | 免除の範囲 | | | |
|---|--|--|---------------------------|------------|------------|--------------------------|
| | | | 実技 | 学 科 | | 指導方法 |
| | | | | 系基礎 学 科 | 専 攻 学 科 | |
| 溶接科 (労働安全衛生規則 ボイラー及び圧力容器安全規則) | ガス溶接作業主任者 ガス溶接技能講習修了者 特別ボイラー溶接士 普通ボイラー溶接士 | 特別ボイラー溶接士 | ○ | ○ | ○ | |
| 建設機械科 (建設業法施行令) | 建設機械施工管理の技術検 定合格者（第2次検定に係 るものに限る。） | 建設機械施工管理の1級の 技術検定合格者（第2次検 定に係るものに限る。） | | ○ | ○ | |
| 冷凍空調機器科 (高圧ガス保安法) | 第1種冷凍機械責任者 第2種冷凍機械責任者 第3種冷凍機械責任者 | 第1種冷凍機械責任者 | | ○ | ○ | |
| 発電電科 (電気事業法施行規則) | 第1種ボイラー・タービン主任技術者 第2種ボイラー・タービン主任技術者 | 第1種ボイラー・タービン主任技術者 | | ○ | ○ | |
| 電気科 (電気事業法施行規則 航空機製造事業法施行規則の 一部を改正する省令 エネルギーの利用の合理化等に関する法律※1) | 第1種電気主任技術者 第2種電気主任技術者 第3種電気主任技術者 電気機器国家試験 エネルギー管理士 | 第1種電気主任技術者 第2種電気主任技術者 第3種電気主任技術者 電気機器国家試験 エネルギー管理士 | | ○ | ○ | |
| 送配電科 (電気事業法施行規則) | 第1種電気主任技術者 第2種電気主任技術者 第3種電気主任技術者 | 第1種電気主任技術者 第2種電気主任技術者 第3種電気主任技術者 | | ○ | ○ | |
| 電気工事科 (電気事業法施行規則 エネルギーの利用の合理化等に関する法律 建設業法施行令 電気工事士法) | 第1種電気主任技術者 第2種電気主任技術者 第3種電気主任技術者 エネルギー管理士 電気工事施工管理の技術検定合格者 (第2次検定に係るものに限る。) 第1種電気工事士 | 第1種電気工事士 | △ (電気 工事) | | | |
| | | 第1種電気主任技術者 第2種電気主任技術者 第3種電気主任技術者 エネルギー管理士 | | ○ | ○ | |
| 電子科 (電波法※1 航空機製造事業法施行 規則の一部を改正する 省令) | 第1級陸上無線技術士 第2級陸上無線技術士 第1級アマチュア無線技士 第2級アマチュア無線技士 電子機器国家試験 | 第1級陸上無線技術士 | ○ | ○ | ○ | |
| | | 電子機器国家試験 | | ○ | ○ | |
| 自動車整備科 (自動車整備士技能検定規則) | 1級大型自動車整備士 1級小型自動車整備士 1級二輪自動車整備士 2級ガソリン自動車整備士 2級ジーゼル自動車整備士 2級二輪自動車整備士 1級四輪自動車整備士 2級三輪自動車整備士 | 同左 | ○ | ○ | ○ | |
| 自動車車体整備科 (自動車整備士技能検定規則) | 1級大型自動車整備士 1級小型自動車整備士 2級ガソリン自動車整備士 2級ジーゼル自動車整備士 自動車車体整備士 1級四輪自動車整備士 2級三輪自動車整備士 | 1級大型自動車整備士 1級小型自動車整備士 2級ガソリン自動車整備士 2級ジーゼル自動車整備士 | △ | | △ | |
| | | 1級四輪自動車整備士 2級三輪自動車整備士 自動車車体整備士 | 自動車 整備(内 燃機関 除く) | ○ | ○ | 車枠及 び車体 整備法 を除く |

| 免許職種 (関係する法令) | 受験資格 (下記免許等を有する者) | 試験免除資格 (下記免許等を有する者) | 免除の範囲 | | | |
|---|---|---|---------|-------------------|------------|----------|
| | | | 実技 | 学 科 | | 指導 方法 |
| | | | | 関連学 系基礎 学 科 | 専 攻 学 科 | |
| 航空機製造科 (航空機製造事業法施行規則) | 航空機国家試験 | 同左 | | ○ | ○ | |
| 航空機整備科 (航空機製造事業法施行規則 航空法) | 航空機国家試験 | 同左 | | ○ | ○ | |
| | 一等航空整備士 二等航空整備士 航空従事者技能証明書 | 同左 | ○ | ○ | ○ | |
| 建築科(建築士法) | 1級建築士 2級建築士 | 1級建築士 | | ○ | ○ | |
| 枠組壁建築科 (建築士法) | | | | ○ | ○ | |
| ブロック建築科 (建築士法) | | | | ○ | ○ | |
| 防水科 (建築士法) | | | | ○ | ○ | |
| プレハブ建築科 (建築士法) | | | | ○ | ○ | |
| 熱絶縁科 (エネルギーの使用の合理化等に関する法律) | エネルギー管理士 | 同左 | | ○ | ○ | |
| 測量科 (測量法) | 測量士(試験の合格者に限る) 測量士補(") | 測量士(試験の合格者に限る) | ○ | ○ | ○ | |
| ボイラー科 (ボイラー及び圧力容器安全規則 電気事業法施行規則 エネルギーの使用の合理化等に関する法律) | 特級ボイラー技士 1級ボイラー技士 ボイラー・タービン主任技術者 | 特級ボイラー技士 ボイラー・タービン主任技術者 | ○ | ○ | ○ | |
| | エネルギー管理士 | エネルギー管理士 | | ○ | ○ | |
| 電気通信科 (電波法) | 第1級総合無線通信士 第2級総合無線通信士 第3級総合無線通信士 航空無線通信士 | 第1級総合無線通信士 | ○ | ○ | ○ | |
| 臨床検査科 (医師法 歯科医師法 獣医師法 臨床検査技師等に関する法律) | 医師国家試験 歯科医師国家試験 獣医師国家試験 臨床検査技師 | 医師国家試験 歯科医師国家試験 獣医師国家試験 | ○ | ○ | ○ | |
| | | 臨床検査技師 | | ○ | ○ | |
| 事務科 (公認会計士法 税理士法 商工会議所法) | 公認会計士試験の短答式による試験 公認会計士試験の論文式による試験 公認会計士試験第2次試験 公認会計士試験第3次試験 税理士 簿記1級 | 公認会計士試験の短答式による試験 公認会計士試験の論文式による試験 公認会計士試験第2次試験 公認会計士試験第3次試験 税理士 簿記1級 | ○ | ○ | ○ | |
| | | | △ 簿記 | | △ 簿記 | |
| 和裁科 (商工会議所法) | 1級 2級 | 同左 | ○ | | | |

| 免許職種 (関係する法令) | 受験資格 (下記免許等を有する者) | 試験免除資格 (下記免許等を有する者) | 免除の範囲 | | | |
|--|---|--|-------|----------------------|------------------|------------------|
| | | | 実技 | 学科 | | |
| | | | | 関連 系基 学学 科科 | 専 攻 学 科 | 指 導 方 法 |
| 情報処理科 (情報処理の促進に関する法律施行規則) (情報処理技術者試験規則) | システムアーキテクト 応用情報技術者 テクニカルエンジニア(ネットワーク) ソフトウェア開発技術者 システム監査技術者 アプリケーションエンジニア ネットワークスペシャリスト 第1種情報処理技術者 情報処理システム監査技術者 特種情報処理技術者 オンライン情報処理技術者 | システムアーキテクト システム監査技術者 アプリケーションエンジニア 情報処理システム監査技術者 特種情報処理技術者 | | ○ | ○ | |
| 建築物衛生管理科 (建築物における衛生的環境の確保に関する法律) | 建築物環境衛生管理技術者 | 建築物環境衛生管理技術者 | | ○ | ○ | |
| 介護サービス科 (児童福祉法) (社会福祉士及び介護福祉士法) (保健師助産師看護師法) (教育職員免許法) (理学療法士及び作業療法士法) (精神保健福祉士法) (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律) | 保育士登録証 保健師 助産師 看護師 准看護師 養護教諭 理学療法士 作業療法士 社会福祉士登録証 介護福祉士登録証 精神保健福祉士登録証 保育教諭 | <ul style="list-style-type: none"> ・保育士登録証を有する者であって、介護サービス科に関し7年以上の実務の経験を有し、かつ、実務者研修修了※2 ・保健師 ・助産師 ・看護師 ・准看護師の免許を有する者であって、介護サービス科に関し7年以上の実務の経験を有するもの ・養護教諭の免許状を有する者であって、介護サービス科に関し7年以上の実務の経験を有するもの若しくは実務者研修修了※2 ・理学療法士の免許を有する者であって、実務者研修修了※2 ・作業療法士の免許を有する者であって、実務者研修修了※2 ・社会福祉士登録証を有する者であって、実務者研修修了※2 ・介護福祉士登録証 ・精神保健福祉士登録証を有する者であって、実務者研修修了※2 ・保育教諭の資格を有する者であって、介護サービス科に関し7年以上の実務の経験を有し、かつ、実務者研修修了※2 | ○ | ○ | ○ | |

| 免 許 職 種 (関係する法令) | 受 験 資 格 (下記免許等を有する者) | 試 験 免 除 資 格 (下記免許等を有する者) | 免 除 の 範 囲 | | | |
|--|---|---|-----------|------------------|-------------------|------------|
| | | | 実技 | 学 科 | | |
| | | | | 関 連 系基 学 科 | 学 科 専 攻 学 科 | 指 導 方 法 |
| 港湾荷役科 (労働安全衛生法) (道路交通法) (労働安全衛生規則) (クレーン等安全規則) | 船内荷役作業主任者技能講習修了証 揚貨装置運転士免許 クレーン・デリック運転士免許 移動式クレーン運転士免許 | 船内荷役作業主任者技能講習の修了証を有する者であつて、道路交通法による大型特殊自動車免許並びに労働安全衛生法による車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習の修了証及び玉掛け技能講習の修了証を有する者 | ○ | ○ | ○ | |
| | | 揚貨装置運転士免許、クレーン等安全規則によるクレーン・デリック運転士免許又は移動式クレーン運転士免許を有する者であつて、労働安全衛生法による玉掛け技能講習の修了証を有する者 | ○ | | | |

(注) ○印は免除される範囲 △印は免除される範囲が一部のもの

※ 1 改正前の関係法令等で一部該当するものがあります。詳細は職業能力開発促進法施行規則別表第11の3で御確認ください。

※ 2 社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の規定に該当

< 3 > 民間資格による受験資格及び免除の範囲（実務経験年数の必要はありません。）

| 免許職種 (試験実施者) | 受験資格 (下記資格等を有する者) | 試験免除資格 (下記資格等を有する者) | 免除の範囲 | | | |
|-----------------------|--|------------------------|-------|------------------------|------------|------------|
| | | | 実技 | 学 科 | | |
| | | | | 関連 系基 学 学 科 科 | 専 攻 学 科 | 指 導 方 法 |
| 溶接科 (一般社団法人日本溶接協会) | 手溶接、半自動溶接及びティグ溶接に関し、厚生労働省人材開発統括官が定める試験※1に合格した者であって、厚生労働省人材開発統括官が定める資格※2を有し必要な技能を有すると認められる者 | 同左 | ○ | | | |

(注) ○印は免除される範囲

※1 厚生労働省人材開発統括官が定める試験

| 試験実施者名 | 試験名 |
|--------------|------------------------|
| 一般社団法人日本溶接協会 | 溶接技能者（J I S、W E S）評価試験 |
| 一般社団法人日本溶接協会 | 溶接作業指導者（W E S）資格認証試験 |

※2 厚生労働省人材開発統括官が定める資格

- (1) 一般社団法人日本溶接協会が認証する溶接技能者資格のうち、以下①から③までの全ての技能を有することを証明する種類の資格

| | 溶接方法 | 対象材料 | 継手の種類 | 材料厚さ | 裏当て金 | 溶接姿勢 |
|---|----------------|----------------------|-------|-------|------|------------------------------------|
| ① | 手溶接 (被膜アーク) | 炭素鋼 | 板の突合せ | 9mm以上 | なし | 立ち、横向き、上向き 又はパイプ溶接のいずれか |
| ② | 半自動溶接 | 炭素鋼 | 板の突合せ | 9mm以上 | なし | 立ち、横向き、上向き 又はパイプ溶接のいずれか |
| ③ | ティグ溶接 | 炭素鋼、ステンレス鋼又はアルミニウム合金 | 板の突合せ | 3mm以上 | なし | 下向き、立ち、横向き、 上向き又はパイプ溶接 のいずれか |

- (2) 一般社団法人日本溶接協会が認証する溶接作業指導者資格

6 受験申請手続

(1) 受付期間

令和6年7月1日(月)から7月19日(金)まで。

ただし、郵送の場合、7月19日(金)の消印まで有効です(簡易書留便で郵送願います)。

また、電子申請の場合、令和6年7月1日(月)午前9時～7月19日(金)午後5時まで申請が可能です。

※ できる限り郵送または電子申請での申請をお願いします。

(2) 申請書提出先

茨城県産業戦略部産業人材育成課(〒310-8555 水戸市笠原町978番6)

※ 直接持参する場合、茨城県庁舎16階北側フロアの産業人材育成課に提出のこと。

(月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～午後5時。ただし、土日祝祭日を除く。)

※ 「いばらき電子申請・届出サービス」より電子申請も可能。

(3) 申請に必要な書類 ※別表3を参考のこと

① 受験申請書(受験申請書裏面の履歴欄も記入すること。)

② 写真1枚(正面脱帽で申請前6ヶ月以内に撮影したタテ40mm×ヨコ30mmのカラーのもの。ただし、カラープリンタによる印刷の場合は写真用の光沢用紙を使用すること。)

※写真(裏面に氏名及び撮影年月日を記載する)は受験申請書に貼り付けること

③ 受験資格及び免除資格を証する書類等

(身分証明書、卒業証明書、技能検定合格証書の写し、実務経験証明書等)

(4) 受験手数料

① 手数料の額

学科試験 3,100円

② 納付方法

手数料は、収入証紙による納付または電子納付の、いずれかの方法で納めていただきます。

収入証紙による納付を希望される方は、受験手数料相当額の**茨城県収入証紙**を受験申請書の所定欄に貼り付けてください。その場合、消印等をしたものは無効となりますので注意願います。

電子納付(Pay-easy(ペイジー)及びクレジットカード決済)を希望される方は、「いばらき電子申請・届出サービス」より申請手続きを行ってください。

なお、受験申請書を受付けた後は、申請を取り下げた場合や受験しなかった場合等、いかなる理由があっても原則的に徴収した手数料は還付しません。

7 合格発表

令和6年10月4日(金)

茨城県産業戦略部産業人材育成課ホームページに合格番号を掲載するとともに合格者に通知いたします。

8 その他

① 受験申請書用紙の郵送による交付を希望される方は、返信用封筒(定型外:A4判サイズ用)にあて先明記のうえ140円切手を貼り、令和6年6月24日(月)から7月12日(金)の間に、茨城県産業戦略部産業人材育成課(下記)まで申し込んでください。

なお、当課のホームページにおいて受験申請書をダウンロードすることもできます。

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/shokuno/jinzai/shidoinnshiken/newpage1.html>

② 受験申請後に住所、勤務先の変更があった場合はただちに連絡してください。

③ 受験申請を受理したときは、後日、受験票を送付します。

④ 学科試験「指導方法」の参考図書が必要な方は、「十二訂版 職業訓練における指導の理論と実際」(一般財団法人 職業訓練教材研究会)を書店等でお求めください。

この試験に関して不明な点がありましたら下記までお問い合わせください。

茨城県産業戦略部産業人材育成課 技能振興グループ

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6

電話 029-301-3656 e-mail: rousei5@pref.ibaraki.lg.jp

※別表 1

「職業訓練指導員免許職種」

(123職種)

| 系 | 免許職種 | 系 | 免許職種 |
|------------------|--------------------------------------|--------------------|-----------------------------------|
| 園芸サービス | 園芸造園 | 建築施工 | 建築 枠組壁建築 とび 建設 プレハブ建築 |
| 森林 | 森林環境保全 | | 建築外装 |
| 金属材料 | 鉄鋼 鋳造 鍛造 熱処理 | 建築内装 | |
| 金属加工 | 塑性加工 溶接 構造物鉄工 | | 建築仕上 |
| 金属表面処理 | 金属表面処理 | 設備施工 | |
| 機械 | 機械 | | 土木 |
| 電気・電子 | 電子 電気 コンピュータ制御 | 設備管理・運転 | |
| 電力 | 発電電 送配電 電気工事 | | 揚重運搬機械運転 |
| 第1種自動車 第2種自動車 | 自動車製造 自動車整備 自動車車体整備 | 化学 | |
| 航空機 | 航空機製造 航空機整備 | | 工芸 |
| 鉄道車両 | 鉄道車両 | 塗装 | |
| 船舶 | 造船 | デザイン | 広告美術 デザイン |
| 精密機器 | 時計 光学ガラス 光学機器 計測機器 理化学機器 | 義肢・装具 | 義肢装具 |
| | | 通信 | 電気通信 |
| 製材機械 | 製材機械 | オフィスビジネス | 電話交換 事務 貿易事務 |
| 機械整備 | 内燃機関 建設機械 農業機械 | 流通ビジネス | 流通ビジネス |
| 縫製機械 | 縫製機械 | 写真 | 写真 |
| 製織 | 織布 織機調整 | 社会福祉 | 介護サービス |
| 染色 | 染色 | 理容・美容 | 理容 美容 |
| アパレル | ニット 洋裁 洋服 縫製 | 接客サービス | ホテル・旅館・レストラン 観光ビジネス |
| | | 調理 | 日本料理 中国料理 西洋料理 |
| 裁縫 | 和裁 寝具 | 保健医療 | 臨床検査 |
| 帆布製品 | 帆布製品 | 装飾 | フラワー装飾 |
| 木材加工 | 木型 木工 工業包装 | メカトロニクス | メカトロニクス |
| | | 第1種情報処理 第2種情報処理 | 情報処理 |
| 紙加工 | 紙器 | 食品加工 | フォークリフト 建築物衛生管理 福祉工学 |
| 印刷・製本 | 製版・印刷 製本 | | |
| プラスチック | プラスチック製品 | | |
| レザー加工 | レザー加工 | | |
| ガラス加工 | ガラス | | |
| 窯業製品 | ほうろろ製品 陶磁器 | | |
| 石材 | 石材 | | |
| 食品加工 | 麺 パン・菓子 食肉 水産物加工 発酵 | | |
| | | | |

※別表2 「職業訓練指導員免許職種と技能検定職種との対応表」

| 免許職種 | 技能検定職種 | 免許職種 | 技能検定職種 |
|----------------|--|-------------------------|--------------------------|
| 建築物設備管理科 | ビル設備管理 | 製本科 | 製本 |
| 園芸科 | 園芸装飾 | プラスチック製品科 | プラスチック成形、強化プラスチック成形 |
| 造園科 森林環境保全科 | 造園 | 石材科 | 石材施工 |
| 鉄鋼科 | 金属溶解 | 麺科 | 製麺 |
| 鑄造科 | 金属溶解、鑄造、粉末冶金、ダイカスト | パン・菓子科 | パン製造、菓子製造 |
| 鍛造科 | 鍛造 | 食肉科 | ハム・ソーセージ・ベーコン製造 |
| 熱処理科 | 金属熱処理、金属材料試験 | 水産物加工科 | 水産練り製品製造 |
| 塑性加工科 | 金属プレス加工、工場板金、鉄工、建築板金 | 発酵科 | みそ製造、酒造 |
| 建築板金科 | 建築板金 | 建築科 | 建築大工、枠組壁建築、バルコニー施工、サッシ施工 |
| 構造物鉄工科 | 鉄工 | 枠組壁建築科 | 建築大工、枠組壁建築、バルコニー施工 |
| 金属表面処理科 | めっき、アルミニウム陽極酸化処理 | とび科 | とび |
| 機械科 | 機械加工、非接触除去加工（※R4以前の<放電加工>）、金型製作、仕上げ、機械検査、機械保全、油圧装置調整、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、切削工具研削 | 建設科 | 型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工 |
| | | 屋根科 | かわらぶき |
| | | 防水科 | 防水施工 |
| | | サッシ・ガラス施工科 | カーテンウォール施工、ガラス施工、サッシ施工 |
| 電子科 | 電子回路接続、電子機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整 | 畳科 | 畳製作 |
| | | インテリア科 | 内装仕上げ施工、表装 |
| 電気科 | 電気機器組立て、自動販売機調整、電気製図、シーケンス制御 | 床仕上科 | 内装仕上げ施工 |
| | | 表具科 | 表装 |
| 自動車製造科 | 内燃機関組立て | 左官・タイル科 | 左官、タイル張り |
| 鉄道車両科 | 鉄工、鉄道車両製造・整備 | 築炉科 | 築炉 |
| | | ブロック建築科 | ブロック建築、エーエルシーパネル施工 |
| 造船科 | 鉄工 | 熱絶縁科 | 熱絶縁施工 |
| 時計科 | 時計修理 | 冷凍空調機器科 | 冷凍空調調和機器施工 |
| 光学ガラス科 | 光学機器製造 | 配管科 | 配管 |
| 光学機器科 | 光学機器製造 | 住宅設備機器科 | 住宅設備機器科 |
| 製材機械科 | 切削工具研削 | さく井科 | さく井、ウェルポイント施工 |
| 内燃機関科 | 内燃機関組立て | 土木科 | ウェルポイント施工 |
| 建設機械科 | 建設機械整備 | 化学分析科 | 化学分析 |
| 農業機械科 | 農業機械整備 | 公害検査科 | 公害検査科 |
| 縫製機械科 | 縫製機械整備 | 貴金属・宝石科 | 貴金属装身具製作 |
| 染色科 | 染色 | 印章彫刻科 | 印章彫刻 |
| ニット科 | ニット製品製造 | 塗装科 | 塗装、塗料調色 |
| 洋裁科 | 婦人子供服製造 | 広告美術科 | 広告美術仕上げ |
| 洋服科 | 紳士服製造 | 義肢装具科 | 義肢・装具製作 |
| 縫製科 | 布はく縫製 | 写真科 | 写真 |
| 和裁科 | 和裁 | 日本料理科 中国料理科 西洋料理科 | 調理 |
| 寝具科 | 寝具製作 | | |
| 帆布製品科 | 帆布製品製造 | | |
| 木工科 | 機械木工、家具製作、建具製作 | フラワー装飾科 | フラワー装飾 |
| 工業包装科 | 工業包装 | メカトロニクス科 | 電気機器組立て、シーケンス制御 |
| 紙器科 | 紙器・段ボール箱製造 | 建築物衛生管理科 | ビルクリーニング |
| 製版・印刷科 | プリプレス、印刷 | | |

※別表 3

受験申請に必要な提出書類（参考）

| 提出書類等 受験者区分 | ア | イ | ウ | エ | オ | カ | キ | ク | ケ | コ |
|--|-------|-------|------|---------|--------------------|----------|---------|-------|-------|----------|
| | 受験申請書 | 受験手数料 | 写真1枚 | 身分証明書等* | 科目合格証写 | 技能検定合格証写 | 実務経験証明書 | 修了証明書 | 履修証明書 | 資格・免許証書写 |
| 1 職業訓練指導員試験一部合格者 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| 2 技能検定合格者 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | |
| 3 職業能力開発校修了者 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | |
| 4 厚生労働大臣の指定する各種・専修学校卒業生 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | |
| 5 大学・短大・高等専門学校・高等学校卒業生 (免許職種に関する学科を履修した者) | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | |
| 6 大学・短大・高等専門学校・高等学校卒業生 (免許職種に関する学科を履修していない者で実務経験8年未満の者) | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | |
| 7 実務経験者 (受験経験年数の短縮や免除の適用を受けない者) | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | |
| 8 その他資格者 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ |
| 9 学科試験・実技試験の全部が免除となる者 | ○ | | | ○ | 免除の対象となる免許・合格証書等 写 | | | | | |

* 市町村発行の住民票、運転免許証の写し等

※ 茨城県では、上の5に該当する方には、基本的に特別履修証明書の提出をお願いしております。
様式等につきましては、茨城県産業戦略部産業人材育成課技能振興グループまでお問い合わせ下さい。
電話 029-301-3656